

富士箱根伊豆国立公園
(伊豆半島地域)

公園計画変更書

(第4次点検)

(事務所案)

平成 年 月 日

環 境 省

目 次

第1	公園計画の変更	
1	変更理由	1
2	事業計画の変更内容	2
	(1) 施設計画	2
	ア 利用施設計画	2
	(ア) 単独施設	2

第1 公園計画の変更

1 変更理由

富士箱根伊豆国立公園は、昭和11年2月1日に富士箱根国立公園として指定され、昭和30年3月15日に伊豆半島を追加指定し、富士箱根伊豆国立公園に名称変更した。

伊豆半島地域は、太平洋に突出した火山半島に位置し、複雑な火山活動と一体の隆起沈降によって形成された半島としては珍しい複雑な地形を呈しており、U字形の山稜に沿った細長い帯状の地域と海岸沿いの帯状の地域からなる。半島の海岸部を形成するリアス海岸等の多様な海岸地形のほか、最高峰の万三郎岳を中心とした天城山系の温帯林の原生的な植生景観も特徴的である。

当該地域は昭和56年に山稜部、昭和58年に海岸部の公園計画の全般的な見直し（再検討）が行われ、平成2年（第1次）、平成8年（第2次）及び平成17年（第3次）に公園計画の点検を行い、現在に至っている。

本地域の主たる利用形態は、利用拠点を自動車交通により結ぶ道路公園としての利用が特色であり、ほぼ全域に亘って湧出する数多くの温泉での保養と、そこを利用拠点としての自然探勝、散策、釣り、海水浴等及びこれらの利用拠点間の移動手段としてのドライブが中心となっており、これまで、これら各地点の特性を生かしつつ、周辺との関連を配慮し、地域全体として有機的な利用が図られるよう公園計画を整備してきたところである。

第3次点検から10年が経過し、最近の第二東名高速道路、伊豆縦貫道等の新たな高速道路の整備をはじめとした道路交通事情の変化に伴い、伊豆半島地域全体の利用動態にも変化が生じつつあるなか、富士山が世界文化遺産に登録されて以降、海越しに富士山を眺める伊豆西海岸の展望景勝地の利用ニーズが高まるなど、伊豆半島全体として適正な公園利用の整備・促進が求められている。

今回の点検は、上記のような本地域を取り巻く社会情勢の変化が生じたため、これらの社会的要請等に対応し、より一層の適切な公園管理と適正な利用促進の観点から、現行計画を踏まえつつ、施設計画の変更を内容とする公園計画の変更（第4次点検）を行うものである。

2 事業計画の内容変更

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表1：単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
127	宿舎	静岡県伊豆市(小下田)	海岸探勝の基地としての宿泊施設を整備する。	新規